



衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月22日(日) 午前7時～午後8時

(公示日:10月10日(火))

衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が10月22日(日)に行われます。私たちの声を国政に届ける大事な選挙です。棄権することなく投票に行きましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)
☎(5273)3740・☎(5273)5230

衆議院議員選挙特集号の主な内容

- 2面…「衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました」「投票区域変更のお知らせ」
- 3面…「投票の方法」「期日前投票のご利用を」「滞在地・転出先での不在者投票」
- 4面…「身体の不自由な方には」「投票所変更のお知らせ」「投開票速報」

■今回の選挙で投票できる方■

●新宿区で投票できる方

満18歳以上(平成11年10月23日以前に生まれた方)の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、次の方です。

- (1)平成29年7月9日までに新宿区に転入の届け出をし、10月9日現在、新宿区に引き続き住民登録のある方
- (2)平成29年10月8日までに新宿区を転出し、かつ転出後4か月を経過していない方のうち、転出前に引き続き3か月以上新宿区に住民登録のあった方

●新宿区に転入してきた方

次の要件をいずれも満たす方は、前住所地の区市町村で投票できます。

- (1)平成11年10月23日以前に生れた日本国民であること
- (2)平成29年7月10日以降に新宿区へ転入の届け出をしていること
- (3)前住所地に選挙人名簿登録があること

●新宿区から転出した方・する方

- (1)平成29年7月10日以降に転出の方
新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。
- (2)平成29年6月22日～7月9日の間に転出の方
 - ①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
 - ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(平成29年7月10日以

降)に新住所地への転入の届け出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

(3)平成29年6月21日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日(実際に引っ越しをした日)から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1か月以内に再び新宿区に転入届を出し、投票する日現在引き続き3か月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。転出した日付によって選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、該当する方は区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●新宿区内で転居した方

9月26日(火)までに区内転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

9月27日(水)以降に区内転居の届け出をした方は、前住所の投票所で投票してください。

■選挙公報■

10月20日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は東京都選挙管理委員会ホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。

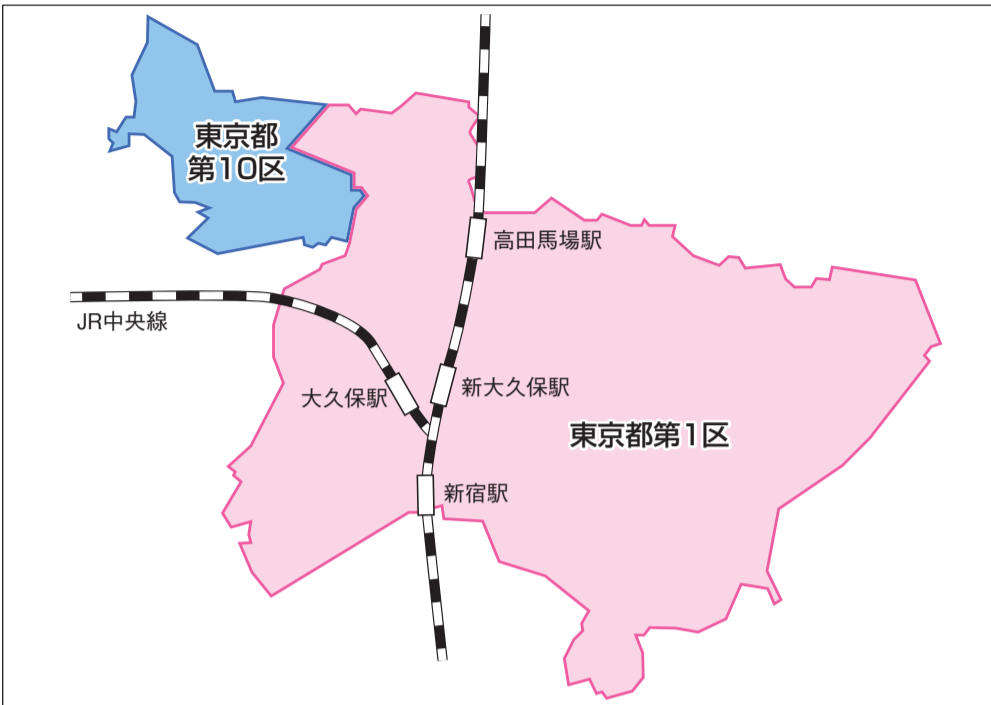
■投票所整理券■

公示日(10月10日)ころから、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券をご確認のうえお持ちください。投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも、新宿区の選挙人名簿に登録がある方は投票できます。

なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録の要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は投票することができません。



衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました



衆議院議員小選挙区の「一票の較差」解消のために公職選挙法が改正され、衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました。

新宿区では「落合第一地区の一部」と「落合第二地区全域」の衆議院議員小選挙区が従来の「東京都第1区」から「東京都第10区」になりました。(左図をご覧ください。)

小選挙区の改定に伴い、次の点が変更になります。

- (1)「東京都第10区」の区域にお住まいの方は、「東京都第10区」から立候補している小選挙区の候補者を選び投票してください。(「東京都第1区」の候補者は選べません。)
- (2)「東京都第1区」の区域にお住まいの方は、「東京都第1区」から立候補している小選挙区の候補者を選び投票してください。(「東京都第10区」の候補者は選べません。)
- (3)ご利用いただける期日前投票所が選挙区によって異なります。(詳しくは3面をご覧ください。)
- (4)第36・第37・第41投票区の区域が変更になりました。あわせて、投票所が変更になりました。(詳しくは下の記事をご覧ください。)



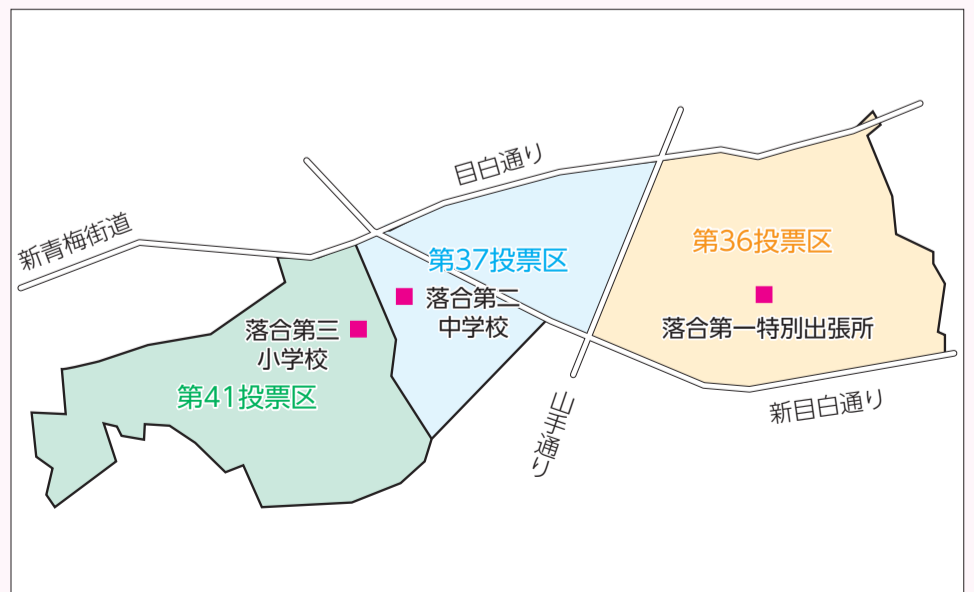
東京都第10区の区域	東京都第1区の区域
中落合1・3・4丁目 上落合1～3丁目 西落合1～4丁目 中井1・2丁目	東京都第10区に属さない地域 (左記以外の町丁目)

選挙区の変更は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙のみ行われます。衆議院(比例代表選出)議員選挙や最高裁判所裁判官国民審査、その他の選挙(参議院議員選挙、東京都議会議員選挙、東京都知事選挙、新宿区議会議員選挙、新宿区長選挙)については、従来どおりです。(変更はありません。)

投票区域変更のお知らせ

今回の選挙から、第36投票区、第37投票区、第41投票区の投票区域が下表のとおり変わります。住所によっては投票所が変わる場合がありますので、ご自分の投票所は投票所整理券で必ずご確認ください。

投票区	新しい投票区域	投票所
第36	下落合4丁目 中落合2丁目	落合第一特別出張所 (下落合4-6-7)
第37	中落合3丁目 中落合4丁目1～15番 西落合1丁目1～7番	落合第二中学校 (西落合1-6-5)
第41	中落合4丁目16番～ 西落合1丁目8～16番 18～24番 30番～ 西落合2丁目5～10番 18番～	落合第三小学校 (西落合1-12-20)



投票の方法

投票は、先に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。投票用紙への記載方法は次のとおりです。お間違いのないよう記載してください。

※今回の選挙から、すべての期日前投票所でも上記の順番で投票することになりました。

●衆議院(小選挙区選出)議員選挙の投票用紙(ピンク色)

「東京都第1区」の投票所では「東京都第1区の候補者の氏名」を、「東京都第10区」の投票所では「東京都第10区の候補者の氏名」を書きます。

いずれの場合も、記載台に貼ってある候補者の一覧(候補者氏名等掲示)から選んでください。

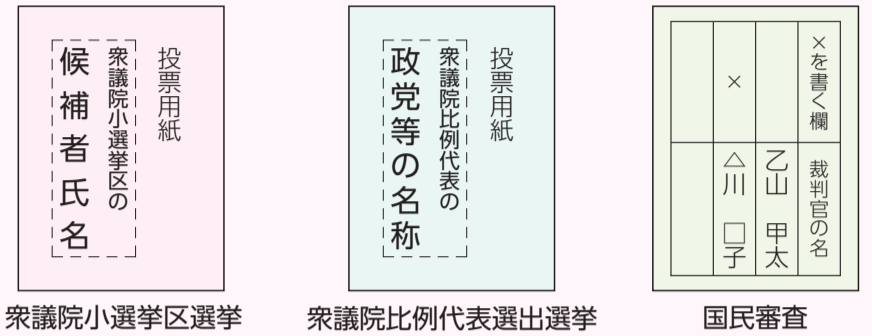
●衆議院(比例代表選出)議員選挙の投票用紙(あさぎ色)

「政党等の名称(略称可)」を書きます。記載台に貼ってある政党等

名の一覧(名簿届出政党等の名称等掲示)から選んでください。

●最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(うぐいす色)

投票用紙には裁判官の氏名が印刷されています。「辞めさせたい裁判官」の氏名の上の欄に「×」を書きます。辞めさせなくてよいと思う裁判官には何も書かないでください。



期日前投票のご利用を

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

今回の選挙では、選挙区によってご利用いただける期日前投票所が異なりますのでご注意ください。(右表のとおり)

※今回の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が衆議院議員選挙と同じく11日間となりました。

●持参するものは?

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

※印鑑は不要です

●投票所整理券がないと投票できませんか?

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備えてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

●住所によって期日前投票所は決められていますか?

期日前投票所は衆議院議員小選挙区の区域により異なります。右表をご覧ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は?

滞在地で不在者投票をすることができます。「旅行地・滞在地での不在者投票」をご覧ください。

◆東京都第1区の方が利用できる期日前投票所(10か所)		
期日前投票所名称	所在地	期間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	いずれも、 10月11日(水)から10月21日(土)まで
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所1階	下落合4-6-7	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

◆東京都第10区の方が利用できる期日前投票所(3か所)		
期日前投票所名称	所在地	期間
新宿区役所第一分庁舎地下2階	歌舞伎町1-5-1	いずれも、 10月11日(水)から10月21日(土)まで
落合第一地域センター3階	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	

期日前投票の時間はいずれも午前8時30分から午後8時まで

滞在地・転出先での不在者投票

長期の出張や旅行、他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、10月11日(水)~10月21日(土)です。投票用紙等の請求・送付には郵便をしますので、お早めにお手続きください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。

記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。

※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。

※投票用紙等は電子メールやファクシミリ、電話での請求ができません。郵便で請求してください。

(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着し、受付処理をした後に「投票用紙の送付先」あてに郵便(レターパックプラス)で投票用紙等をお送りします。

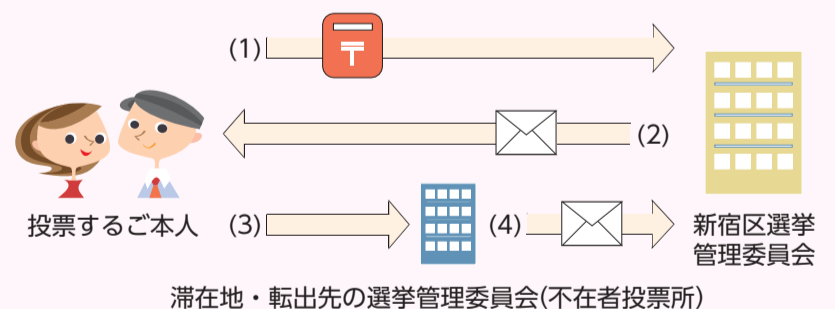
(3)滞在地・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる期間・時間は自治体によって異なります。

事前に滞在地・転出先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙等は滞在地・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月22日(日))を過ぎると無効になりますので、お早目に投票してください。



【記載例】投票用紙等請求書

私は平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
平成29年10月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会事務局
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

■郵便等による不在者投票■

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月18日(水)までに投票用紙等の請求をすると、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限 (10月18日(水)) を過ぎてからは、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等の請求はできません。お早目にお手続きください。

■身体の不自由な方には■

●代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

●点字投票

目が不自由な方は点字で投票できます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

●その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いすを用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

■在外投票■

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも衆議院議員選挙の投票ができます。

また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人証を提示することによって、国内で「期日前投票」「旅行地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法により投票できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問合せください。

※衆議院議員小選挙区の改定に伴い、小選挙区が変更になる場合がありますので、在外投票の前にご確認ください。

■投票所変更のお知らせ■

今回の選挙では、次の投票所が変更になります。ご注意ください。

第10投票所…牛込第一中学校から

「市谷幼稚園」(市谷山伏町1-3)に変更

第37投票所…落合第一小学校から

「落合第二中学校」(西落合1-6-5)に変更

■指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票■

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早目に病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑
大久保病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム マザアス新宿
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム もみの樹園
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷壱番館
目白病院	有料老人ホーム グランド哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
河井病院	有料老人ホーム ねむの木
東京医科大学病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
春山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑
林外科病院	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
特別養護老人ホーム 原町ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	指定障害者支援施設 新宿けやき園
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	(平成29年10月1日現在)

■投票所への移動に関する支援■

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方
→障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・FAX(3209)3441

◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方

→介護保険課給付係 ☎(5273)4176・FAX(3209)6010

◆介護保険の「要支援」または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方

→地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

■投開票速報■

開票は、東京都第1区・東京都第10区のいずれも、10月22日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター (大久保3-1-2) で行います。

また、投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区ホームページでご覧いただけます。